答 申

1 審査会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が、平成20年11月5日20飯農第12648号で行った公文書非開示決定(以下「本件決定」という。)は妥当ではなく、改めて公文書を特定し、開示等の決定をすべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、実施機関が、 平成17年度に赤村に交付した福岡県経営構造対策事業補助金(以下「本件補助金」 という。)の実績報告書において、本件補助金の間接補助の対象となった施設の工 事費中、現場管理費・一般管理費を増額した内容についての積算根拠資料である。

実施機関は、本件公文書を取得しておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ア 平成20年10月20日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6 条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。
- イ 平成20年11月5日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申 立人に通知した。
- ウ 平成20年11月25日付けで異議申立人は、本件決定を不服として、実施 機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件補助金が対象とした施設の工事費中で現場管理費・一般管理費を増額した 内容についての積算根拠資料がないということは、審査機関は何もしていないこ とになる。
- (2) 公金を使う仕事でこんな投げやり・いいかげんな事で済ませてよいのか。他の

補助事業に対しても同様の疑念を抱かざるを得ない。請求どおり積算根拠資料の開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関では、赤村を通じて提出された実績報告書及び出来高設計書の内容を審査している。国が示した基準(公共建築工事積算基準)を参考に審査を行っており、現場管理費・一般管理費については、経費の積上げによって算定せず、工事費等算定対象経費に対する比率によって算定することとなっている。
- (2) 現場管理費・一般管理費の内容について特別な積算資料が存在するものではない。

6 審査会の判断

(1) 本件補助金について

本件補助金は、福岡県経営構造対策費補助金交付要綱(平成12年6月23日12農振構第29号。以下「交付要綱」という。)に基づき、市町村等が行う事業に要する経費について実施機関が経費の1/2を限度として市町村等に対し補助金を交付するというものである。

本件補助金は、国が、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進することを目的として実施する国庫補助事業「強い農業づくり交付金」の対象事業となっており、したがって、本件補助金の審査の方法についても、国の「強い農業づくり交付金交付対策事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(平成17年4月1日16生産第8263号農林水産省総合食料局長・生産局長・経営局長通知)」(以下「国通知」という。)において定めるところによっている。

(2) 本件補助金の交付手続について

今回、本件補助金の対象事業となったのは、農事組合法人赤村花卉生産営農組合(以下「営農組合」という。)が建設した複合経営促進施設(栽培温室・育苗施設)の工事(以下「本件工事」という。)に赤村が事業費の補助を行う事業である。赤村は、本件補助金の交付申請に先立ち、赤村経営構造対策費補助金交付要綱に基づき営農組合から当該補助金の交付申請を受けていた。

次に、赤村は、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。)及び交付要綱に基づき、平成18年1月に実施機関あて本件補助金の交付申請書を提出した。

実施機関は、これらの書類を審査し、事業の目的及び内容、金額の算定、その

記載事項が適当であると認め、補助金交付決定を行った。

また、赤村は平成18年4月に変更交付申請書を提出し、実施機関はこれらの書類を審査し変更は適当であると認め、変更交付決定を行った。さらに、赤村は平成18年9月に実績報告書を実施機関に提出し、補助額の確定について承認を受けた。

(3) 対象公文書の特定

ア 実施機関が保有する公文書

本件補助金の額の確定については、実施機関は、交付規則及び交付要綱に基づき補助事業者(本件においては赤村)に対し実績報告書及びその添付資料の提出を求め、これらを審査することとされている。

また、国通知により、工事価格の積算は、「公共建築工事積算基準」(「積算基準の制定について」(平成15年3月31日国営計第196号国土交通省大臣官房官庁営繕部長通知)において営繕工事の積算基準として制定)に準じて行うこととされているが、「公共建築工事積算基準」においては、現場管理費は経費の積上げ又は算定率による計算のいずれかによること、また、一般管理費は算定率による計算によることとされている。

交付要綱においては、実績報告書の工事費に係る添付書類として出来高設計書が求められており、本件補助金においても本工事費内訳書が出来高設計書として添付されている。そして、本件工事により整備された栽培施設・育苗施設について、本工事費内訳書を見てみると、まず、一枚目の総括表においては、全体の請負額と、それらの大まかな内訳が記載されている。そして、現場管理費・一般管理費については算定率による計算方法を採っており、具体的には、資材費や作業員の人件費等、施設を作るために直接必要となる直接工事費から、管理費の対象から除くこととされている基礎石本体、グレーチング等の特殊単価分を引いた金額に、それぞれ算定率を乗じて算出していることが認められる。

直接工事費及び特殊単価については、本工事費内訳書の二枚目以下で項目が 細分化され、それぞれの項目ごとにすべて当初の金額と変更後の金額が記載さ れている。

イ 実施機関が特定すべき公文書について

開示請求書においては、請求する公文書の名称等の欄に「一般的に直接工事費が減額になると比例して現場管理費・一般管理費も減額になる筈であるが直接工事費の減額分を上乗せし工事価格を当初の金額に合わせている。現場管理費・一般管理費を増額した内容についての積算根拠資料を求める。」と記載されている。これに対して実施機関は、本件補助金については率計算を採っており経費を積み上げる方法を採っていないので、本件公文書について不存在を理

由とした非開示決定をしたと説明している。

しかし、異議申立人の求める公文書について、開示請求書及び異議申立書、 意見書を見ると、直接工事費が減額となったのに現場管理費・一般管理費が増 額となっていることが不自然であると指摘した上で、その増額の内容について の積算根拠資料を求めると主張しており、必ずしも経費の積上資料に限定して いない。

したがって、異議申立人は直接工事費が当初より減額されているのに現場管理費や一般管理費が増額されている経緯が分かる公文書の開示を求めているものであり、その経緯が分かる公文書があれば、それを本件公文書として特定すべきである。

そして、本工事費内訳書の当初の金額と変更後の金額を見れば現場管理費・一般管理費が増額となった経緯が分かるため、本件公文書としては少なくとも 実績報告書に添付された本工事費内訳書を特定すべきであり、本件公文書を取 得しておらず、存在しないとして行った実施機関の本件決定は妥当ではない。

(4) 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。